造成に加えて、造成された滞在コンテンツの情報発信の強化やチケット購入の容易化等の決済環境の整備に関する取組も併せて行うことが重要である。さらに、国際的なリモートワーカー（いわゆる「デジタルノマド」）の誘客促進に資する取組等を通じて、幅広いインバウンドのニーズを掴むことも重要である。

国内旅行については、インバウンドと比べた外的要因に対する強靱さが示され、国内交流拡大の重要性が改めて明らかとなったことから、働き方改革とも整合する形で行われるワーケーションや地域資源を活用した何度も地域に通う旅等の新たな仕掛けづくり等の新たな交流市場の開拓に向けた取組について検討することが望ましい。加えて、観光需要の特定時期への集中が旅行者の満足度低下や観光産業の低い生産性等の要因となっていることを踏まえ、週末や連休以外の旅行需要を喚起し、混雑の回避や観光産業従事者の通年雇用化等を促進するため、平日への旅行需要の平準化につながる取組についても検討することが期待される。

さらに、産業、伝統、文化、景観、自然環境等の地域の個性ある資源については、その保全と活用とが調和しなければ、持続可能な観光地及び観光圏の形成が実現できないことから、地域の環境保全への配慮や地域ならではの景観の維持・向上等、その保全方法と活用方法との調和についても、十分留意することが重要である。

また、観光圏における滞在コンテンツの充実の観点から、法第九条に規定される農山漁村交流促進事業についても観光圏整備事業として検討すること。その際、特別な名所旧跡がなくても、美しい山河や田園風景といった通常の農山漁村が有する地域資源がその活性化に向けた大きな力になることを改めて認識した上で、少子高齢化等の地域社会の動向、地域における農林漁業の現状、歴史・風土・景観等の地域特性に応じ、有形無形の地域資源を活用しつつ創意工夫を発揮して地域間交流の促進による地域の活性化を図ること。

さらに、農山漁村においては、伝統的な食文化、美しい景観等の豊かな地域資源を観光資源として活用して、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進するため、農山漁村地域に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ農山漁村滞在型旅行である農泊の取組を地域一丸となって進めることが期待される。取組を行う際には、農泊を持続的なビジネスとして実施できる体制の構築、農林漁業体験プログラム等の開発や古民家の改修等を行うことを検討すること。

加えて、地域の資源を有効活用した滞在プログラム等の質を高め、観光旅客に対して地域の魅力を最大限に伝えるため、滞在プログラム等の実施者や滞在プログラムの魅力を日本人観光旅客及び外国人観光旅客双方に伝えることが可能な全国通訳案内士・地域通訳案内士も含めたガイドの持続的な確保・育成を進めること。また、こうした人材の確保・育成の取組を滞在コンテンツの造成や質の向上と一体的に取り組むよう努めるほか、幅広い関係者の接遇の向上等による地域のホスピタリティ向上を図ること。

⑤‖③・④　（略）

その他観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に資する事業

ブランドコンセプトの再設定や磨き上げを行うとともに、当該ブランドコンセプトを活用した滞在コンテンツの造成等を通じて、観光圏のブランド化を促進する取組を進めることが重要である。加えて、観光地域づくりプラットフォームや観光地域づくりマネー

には、個性ある滞在コンテンツの造成に加えて、造成された滞在コンテンツの情報発信の強化やチケット購入の容易化等の決済環境の整備に関する取組も併せて行うことが重要である。

国内旅行については、インバウンドと比べた外的要因に対する強靱さが示され、国内交流拡大の重要性が改めて明らかとなったことから、働き方改革とも整合する形で行われるワーケーションや地域資源を活用した何度も地域に通う旅等の新たな仕掛けづくり等の新たな交流市場の開拓に向けた取組について検討することが望ましい。加えて、観光需要の特定時期への集中が旅行者の満足度低下や観光産業の低い生産性等の要因となっていることを踏まえ、週末や連休以外の旅行需要を喚起し、混雑の回避や観光産業従事者の通年雇用化等を促進するため、平日への旅行需要の平準化につながる取組についても検討することが期待される。

さらに、産業、伝統、文化、景観、自然環境等の地域の個性ある資源については、その保全と活用とが調和しなければ、持続可能な観光地及び観光圏の形成が実現できないことから、地域の環境保全への配慮や地域ならではの景観の維持・向上等、その保全方法と活用方法との調和についても、十分留意することが重要である。

また、観光圏における滞在コンテンツの充実の観点から、法第九条に規定される農山漁村交流促進事業についても観光圏整備事業として検討すること。その際、特別な名所旧跡がなくても、美しい山河や田園風景といった通常の農山漁村が有する地域資源がその活性化に向けた大きな力になることを改めて認識した上で、少子高齢化等の地域社会の動向、地域における農林漁業の現状、歴史・風土・景観等の地域特性に応じ、有形無形の地域資源を活用しつつ創意工夫を発揮して地域間交流の促進による地域の活性化を図ること。

さらに、農山漁村においては、伝統的な食文化、美しい景観等の豊かな地域資源を観光資源として活用して、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進するため、農山漁村地域に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ農山漁村滞在型旅行である農泊の取組を地域一丸となって進めることが期待される。取組を行う際には、農泊を持続的なビジネスとして実施できる体制の構築、農林漁業体験プログラム等の開発や古民家の改修等を行うことを検討すること。

加えて、地域の資源を有効活用した滞在プログラム等の質を高め、観光旅客に対して地域の魅力を最大限に伝えるため、滞在プログラム等の実施者や滞在プログラムの魅力を日本人観光旅客及び外国人観光旅客双方に伝えることが可能な全国通訳案内士・地域通訳案内士も含めたガイドの育成に努めるとともに、幅広い関係者の接遇の向上等による地域のホスピタリティ向上を図ること。

⑤‖③・④　（略）

その他観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に資する事業

観光事業者においては、必要な設備投資等により高付加価値なサービスの提供や生産性の向上が図られ、適正な対価の収受を通じて収益の増加が可能となる。さらに、その収益により更なる設備投資の増加、従業員の待遇改善が図られることによって、サービ